
2023(令和5)年刑法改正に対する ハイレベルテキストの対応について

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 240735

KL24073

はじめに

性犯罪は、被害者の尊厳を傷つけ、その心身に長年にわたって重大な苦痛を与える悪質な犯罪です。このような犯罪により適切に対処できるようにするため、2023（令和5）年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）および「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されています。以下、前者のうち、刑法の改正部分（「2023年刑法改正」といいます）について、説明します。

2023年刑法改正の主な内容は、①従来の強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪と強制性交等罪・準強制性交等罪の要件を大きく改め、それぞれ不同意わいせつ罪と不同意性交等罪として規定し直したこと、②従来、強制わいせつ罪の処罰対象とされていた、膣または肛門に陰茎以外の身体の一部または物を挿入する行為を、より重い類型の不同意性交等罪の処罰対象としたこと、③配偶者間においても性犯罪が成立することを法律上明確化したこと、④いわゆる性交同意年齢（相手の同意の有無を問わず、わいせつな行為や性交等をしただけで犯罪が成立することになる被害者の年齢）を13歳未満から16歳未満に引き上げたこと、⑤若年者の性被害を未然に防止するため、16歳未満の者に対する面会要求等罪を新設したことです。

①～④はすべて、2023（令和5）年7月13日から施行されていますので、2024年度の公務員試験（国家総合職法律区分、裁判所事務官、労働基準監督官、地方上級など）の刑法では、2023年刑法改正も出題対象となります。そこで、受験生としては、2023年刑法改正の内容を把握しておく必要があります。

ところで、2024年度の国家総合職試験（法律区分）の受験生に提供される法律区分実力完成講座において使用するインプット用のテキストである『ハイレベル 刑法』（KU18158）、およびアウトプット用のテキストである『ハイレベル演習 刑法』（KU18159）は、2018年に制作されたため、2023年刑法改正には対応していません。したがって、これらのテキストについては、2024年度の国家総合職試験に向けて、2023年改正刑法に対応する必要があります。

本冊子は、2023年刑法改正に対する『ハイレベル 刑法』『ハイレベル演習刑法』の対応をまとめたものです。

本冊子における対応は、次の2点です。

第1に、『ハイレベル 刑法』「第2編 各論／第1章 個人的法益に対する罪(1)／第2節 自由および私生活の平穩に対する罪」のうち、「4 性的自由に対する罪」（同書214～216頁）については、2023年刑法改正に対応するために全面的に修正する必要があります。そこで、該当部分について2023年刑法改正に依じて修正したものを、本冊子に掲載しました。

第2に、『ハイレベル 刑法』については、「4 性的自由に対する罪」以外にも、2023年刑法改正による罪名変更等に対応するために、説明の部分的修正が必要な箇所が数多く存在します。これらについては、訂正表の形で、どのような修正をすればいいのかを示すことにしました。また、『ハイレベル演習 刑法』に掲載されている過去問についても、2023年刑法改正に対応するために、問題文の修正（改題）および解説の修正をする必要がある問題が数問存在します（また、本冊子の制作過程で、2023年刑法改正と無関係に、修正をする必要がある問題が数問判明しました）。これらの問題についても、訂正表の形で、どのような修正をすればいいのかを示すことにしました。

なお、『ハイレベル 刑法』の巻末には、刑法の条文が掲載されていますので、本来であれば、この条文についても、2023年刑法改正に対応するための修正が必要となるはずですが、しかし、訂正表の形で条文の修正部分を示すことにすると、訂正表がかなりの分量になってしまいます。そこで、条文については、訂正表に掲載せず、受験生各自の対応に委ねることにしました。2023年改正後の刑法の条文を確認したい場合は、市販の六法の最新版または e-Gov 法令検索 (<https://elaws.e-gov.go.jp/>) をご利用ください。

法律区分実力完成講座の受講生の皆様におかれましては、本冊子を活用して、2023年刑法改正に対応していただきたいと存じます。

最後に、受講生の皆様が合格を勝ち取り、公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2024年2月吉日

株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 公務員試験部

頒布・複写を禁じます

4 性的自由に対する罪

(1) 総説

近年、性犯罪の実情にかんがみ、事案の実体に即した対処をするため、2017 (平成 29) 年に引き続き、2023 (令和 5) 年に改正が行われた。すなわち、従来の強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪と強制性交等罪・準強制性交等罪を改めて、それぞれ不同意わいせつ罪と不同意性交等罪とし、①暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能要件の改正、②いわゆる性交同意年齢の引上げ、③身体の一部または物を挿入する行為の取扱いの見直し、④配偶者間において不同意性交等罪などが成立することの明確化を行い、⑤16 歳未満の者に対する面会要求等罪を新設した。

刑法 22 章「わいせつ、強制性交等及び重婚の罪」は、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪を、公然わいせつ罪などと一括して規定しているが、不同意わいせつ罪は、「個人」の「性的自由」を侵害する犯罪 (個人的法益に対する罪) であり、「公衆」として一般化され抽象化された「人」の「性的自由」に危険を与える公然わいせつ罪などとは違った側面をもつと解されるから、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪はここで扱うことにする。他方、他のわいせつ関連犯罪、すなわち公然わいせつ罪、わいせつ物頒布罪、重婚罪などは、社会的法益に対する罪として扱う。

(2) 不同意わいせつ罪 (176 条)・不同意性交等罪 (177 条)

①176 条 1 項各号の行為・事由その他これらに類する行為・事由により、②同意しない意思を形成し、表明しもしくは全うすることが困難な状態にさせまたはその状態にあることに乗じて、③わいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の拘禁刑に処する (176 条 1 項)。①②によって、④性交等をした者は、5 年以上の有期拘禁刑に処する (177 条 1 項)。①②に該当しない場合でも、行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、もしくは行為をする者について人違いをさせ、またはそれらの誤信もしくは人違いをしていることに乗じて、③わいせつな行為または④性交等をした者は、同様である (176 条 2 項・177 条 2 項)。①②に該当しない場合でも、16 歳未満の者に対して、③わいせつな行為または④性交等をした者は、原則として同様である (176 条 3 項・177 条 3 項)。未遂罪を罰する (180 条)。

ア 「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」 (176 条 1 項柱書・177 条 1 項柱書)

この要件は、自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為という性犯罪の本質的な要素を表現したものである。

同意しない意思を「形成」することが困難な状態とは、性的行為をすることがどうかを考えた時、決めたりするきっかけや能力が不足していて、性的行為をしない、したくないという意思を持つこと (No とすること) 自体が難しい状態をいう。同意しない意思を「表明」することが困難な状態とは、性的行為をしない、したくないという意思を持つことはできたものの、それを外部に表すこと (No とすること) が難しい状態をいう。同意しない意思を「全う」することが困難な状態とは、性的行為をしない、したくないという意思を外部に表すことはできたものの、その意思のとおりになること (No を貫くこと) が難しい状態をいう。

イ 176条1項各号の行為・事由

下記①～⑧は、アの「同意しない意思」の形成・表明・全うが困難な状態の原因となりうる行為・事由を例示したものである。

- ① 暴行もしくは脅迫を用いることまたはそれらを受けたこと
これは、従来の強制わいせつ罪・強制性交等罪の手段とされていたものである。暴行・脅迫は、**相手方の反抗を著しく困難にする程度**のものであることが必要である (最判昭 24. 5. 10)。
- ② 心身の障害 (身体障害・知的障害・発達障害・精神障害) を生じさせることまたはそれがあること
- ③ アルコールもしくは薬物を摂取させることまたはそれらの影響があること
- ④ 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせることまたはその状態にあること
- ⑤ 同意しない意思を形成し、表明または全うするいとまがないこと (不意打ちなど)
- ⑥ 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、もしくは驚愕させることまたはその事態に直面して恐怖し、もしくは驚愕していること (いわゆるフリーズの状態)
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 (無力感・恐怖心など) を生じさせることまたはそれがあること
- ⑧ 経済的または社会的関係上の地位 (祖父母・孫, 上司・部下, 教師・生徒などの立場) に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させることまたはそれを憂慮していること

頒布・複写を禁じます

ウ わいせつな行為 (176 条)

わいせつとは、「徒らに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいう(最判昭 26.5.10)。わいせつな行為とは、たとえば、無理やりキスしたり、陰部に手を触れたり、裸にして写真を撮ったりすることである。したがって、不同意わいせつ罪は、**加害者・被害者ともに男女を問わない**。

なお、かつての判例は、当時の強制わいせつ罪を**傾向犯**と解し、「犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させるという性的意図」要するとして、報復目的で女性を裸にして写真撮影をしても、強制わいせつ罪は成立しないとしていた(最判昭 45.1.29・百選Ⅱ14 事件)。しかし、その後、最高裁は、判例を変更し、「わいせつな行為」にあたるか否かの判断を行うための個別具体的な事情の一つとして、行為者の目的等の主観的状況を判断要素として考慮すべき場合はありうるとしても、故意以外の行為者の**性的意図を一律に強制わいせつ罪(現・不同意わいせつ罪)の成立要件とすることは相当でない**、と判示した(最大判平 29.11.29)。

過去問

1993 演習No.134
最判昭 45.1.29
最大判平 29.11.29

エ 性交等 (177 条)

性交等とは、①性交、②肛門性交、③口腔性交または④膣もしくは肛門に身体の一部(陰茎を除く)もしくは物を挿入する行為であってわいせつなものをいう(177 条 1 項)。2023 年改正により、④も性交等に含められた。したがって、不同意性交等罪も、**加害者・被害者ともに男女を問わない**。

なお、配偶者間(夫婦間)でも不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立する。2023 年改正により、両罪について「婚姻関係の有無にかかわらず」という文言が明記され(176 条 1 項柱書・177 条 1 項柱書)、条文上このことが明確になった。従来においても、行為者と相手方の間に婚姻関係があるかどうかは、性犯罪の成立に影響しないと考える見解が一般的であったが、学説の一部には、配偶者間の性犯罪の成立を限定的に解する見解もあったため、確認的な意味で規定したものである。

オ 誤信類型

上記ア・イに該当しない場合でも、「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて」、わいせつな行為または性交等をしたときには、不同意わいせつ罪または不同意性交等罪が成立する(176 条 2 項・177 条 2 項)。

カ 性交同意年齢

16歳未満の者に対してわいせつな行為または性交等をした場合には、原則として、上記ア・イに該当しないときでも、不同意わいせつ罪または不同意性交等罪が成立する(176条3項・177条3項)。これは、16歳未満の者が相手の場合は、原則として、その同意の有無を問わず、当然に性犯罪が成立することを意味する。従来は、いわゆる性交同意年齢は13歳未満であったが、2023年改正により16歳未満に引き上げられた。

ただし、13歳以上16歳未満の者に対してわいせつな行為や性交等が行われた場合、相手の同意の有無を問わず行為者が処罰されるのは、行為者が相手より5歳以上年長のときに限られる(176条3項かつこ書・177条3項かつこ書)。13歳以上16歳未満の者は、性的行為の持つ意味を認識・理解する能力がないとはいえないが、相手との関係が対等でなければ、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、考えた結果に基づいて相手に対処する能力はなお不十分であるといえる。そこで、絶対に対等な関係はありえないといえるような年長者による性的行為を一律に処罰対象とするため、5歳以上年長の者による性的行為を処罰することとされたものである。もっとも、年齢差が4歳以下の場合であっても、上記ア・イに該当する限り、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立する。

以上のように、被害者の年齢は両罪の構成要件要素となっているから、故意における認識の対象である。したがって、行為者が16歳未満の者を16歳以上であると誤信して、その者の承諾を得てわいせつな行為や性交等を行った場合には、事実の錯誤として故意を阻却する。

キ 未遂

不同意わいせつ罪と不同意性交等罪は未遂罪も処罰される(181条)。実行の着手は、典型的には、わいせつな行為や性交等の手段としての上記イに該当する行為のいずれかを開始した時点で認められるが、場合によっては、それよりも前の段階で認められる。判例は、通行中の女性をダンプカーの運転席に引きずり込み、5km離れた場所で不同意性交した事案で、引きずり込みの時点で不同意性交に至る客観的危険性が明らかに認められるとして、実行の着手を認め、引きずり込みの際の暴行により生じた傷害につき、不同意性交等致傷罪(181条)の成立を認めている(最決昭45.7.28)。

ク 非親告罪

不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪、監護者性交等

過去問

2012 演習No.44
最決昭45.7.28

頒布・複写を禁じます

罪およびこれらの罪の未遂罪は、非親告罪である。従来、性犯罪は原則として親告罪であったが、告訴に係る被害者の精神的負担の軽減を図る趣旨から、2017年改正により非親告罪となった。

(3) 監護者わいせつ罪 (179条1項)・監護者性交等罪 (同条2項)

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をし、または性交等をした者は、それぞれ不同意わいせつ罪 (176条1項)、不同意性交等罪 (177条1項)と同じく処罰される (179条1項・2項)。未遂を罰する (180条)。2017年改正により新設された規定である。

(4) 不同意わいせつ等致死傷罪 (181条1項)・不同意性交等致死傷罪 (181条2項)

不同意わいせつ罪 (176条)、もしくは監護者わいせつ罪 (179条1項)またはこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期または3年以上の有期懲役に処する (181条1項)。不同意性交等罪 (177条)、監護者性交等罪 (179条2項)またはこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期または6年以上の有期懲役に処する (181条2項)。

死傷の結果は、わいせつまたは性交等の行為それ自体によって生ずる必要はなく、手段としての暴行・脅迫によって生じたものでもよい。強制性交等の被害者が、難を逃れようと逃走し、数百メートルの所で転倒して負傷した場合 (最決昭46.9.22)にも、本罪の成立が認められている。

本罪は結果的加重犯であるから、行為者において強制わいせつ・不同意性交等の際に致死傷の結果を予見する必要はない。また、判例は、殺意をもって女子に不同意性交等をして死に致した場合も本条の適用があり、本罪と殺人罪の観念的競合となるとしている (最判昭31.10.25)。

(5) 面会要求等罪 (182条)

16歳未満の者に対し、①わいせつの目的で、威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて、面会を要求する行為、②性交等をする姿勢や性的な部位を露出した姿勢を撮ってその映像 (写真・動画)を送信することを要求する行為をした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する (同条1項1号～3号、3項1号・2号)。ただし、被害者が13歳以上16歳未満の場合には、行為者が被害者より5歳以上年長の者であるときに限る (同条1項柱書かつこ書・3項柱書かつこ書)。③①の結果、わいせつの目的で、16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

頒布・複写を禁じます

に処する(同条2項)。2023年改正により新設された規定である。

なお、①③の行為の結果、実際にわいせつな行為や性交等に及んだ場合には、不同意わいせつ罪(176条)または不同意性交等罪(177条)が成立する。また、②の行為の結果、実際にそれらの映像を送信させた場合には、不同意わいせつ罪(176条)が成立する。

『ハイレベル 刑法』(KU18158)

訂正表

2024年02月20日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 26	上から 6 行目	誤 <u>強制</u> わいせつ等致死傷罪 (181 条)	2024/02/20
		正 <u>不同意</u> わいせつ等致死傷罪 (181 条)	
P. 40	(5)③ 上から 4 行目	誤 かつて、判例は、強制わいせつ罪 (176 条) を……、後に……強制わいせつ罪が成立するとした (最大判平 29. 11. 29)。	2024/02/20
		正 かつて、判例は、 <u>(旧) 強制</u> わいせつ罪 (176 条) を……、後に……強制わいせつ罪 <u>(現・不同意わいせつ罪)</u> が成立するとした (最大判平 29. 11. 29)。	
P. 70	表・ 4 行 2 列	誤 13 歳未満の者に対する <u>強制</u> 性交等罪等	2024/02/20
		正 16 歳未満の者 <u>(原則)</u> に対する <u>不同意</u> 性交等罪等	
P. 128	5 上から 4 行目	誤 B は <u>強制</u> 性交等罪の共同正犯となるか	2024/02/20
		正 B は <u>不同意</u> 性交等罪の共同正犯となるか	
P. 176	上から 1 行目	誤 軽微な犯罪 (<u>侮辱罪 (231 条) など</u>) では、犯罪組成物件以外の物は、特別の規定がなければ没収できない (20 条)。	2022/07/19
		正 軽微な犯罪では、犯罪組成物件以外の物は、特別の規定がなければ没収できない (20 条)。	
P. 183	5 (4) 上から 2 行目	誤 [強盗罪・事後強盗罪・ <u>強制</u> 性交等罪・ <u>強制</u> わいせつ罪]	2024/02/20
		正 [強盗罪・事後強盗罪・ <u>不同意</u> 性交等罪・ <u>不同意</u> わいせつ罪]	
P. 196	上から 5 行目	誤 別個の保護法益を含む <u>強制</u> 性交等致傷罪	2024/02/20
		正 別個の保護法益を含む <u>不同意</u> 性交等致傷罪	
P. 196	(6)ア 下から 3 行目	誤 <u>強制</u> 性交等罪 (177 条), <u>強制</u> わいせつ罪 (176 条)	2024/02/20
		正 <u>不同意</u> 性交等罪 (177 条), <u>不同意</u> わいせつ罪 (176 条)	
P. 197	表・ 5 行 4 列 (最狭義の暴行・該当する	誤 <u>強制</u> わいせつ罪 (176) <u>強制</u> 性交等罪 (177)	2024/02/20

	犯罪類型)	正	<u>不同意わいせつ罪 (176 I ①)</u> <u>不同意性交等罪 (177 I)</u>	
P. 208	下から 2 行目	誤	<u>強制性交等罪 (177 条)</u> , <u>強盗罪 (236 条)</u>	2024/02/20
		正	<u>不同意わいせつ罪 (176 条 1 項 1 号)</u> , <u>不同意性交等罪 (177 条 1 項・176 条 1 項 1 号)</u> , <u>強盗罪 (236 条)</u>	
P. 208	表・4 行 3 列 (最狭義・該当する犯罪類型)	誤	<u>強制性交等罪 (177)</u> <u>強盗罪 (236)</u> <u>事後強盗罪 (238)</u>	2024/02/20
		正	<u>不同意わいせつ罪 (176 I ①)</u> <u>不同意性交等罪 (177 I)</u> <u>強盗罪 (236)</u> <u>事後強盗罪 (238)</u>	
P. 227	(3) 上から 1 行目	誤	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留または科料に処する (231 条)</u> 。	2022/07/19
		正	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1 年以下の懲役もしくは禁錮もしくは 30 万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する (231 条)</u> 。	
P. 249	4 (1) 下から 2 行目	誤	強盗・ <u>強制性交等罪 (241 条)</u> でいう	2024/02/20
		正	強盗・ <u>不同意性交等罪 (241 条)</u> でいう	
P. 251	5 (1) 下から 2 行目	誤	この点において、 <u>「抗拒不能に乗じ」</u> の場合にも成立する <u>準強制わいせつ罪や準強制性交等罪 (178 条)</u> と異なる。	2024/02/20
		正	この点において、 <u>「相手方が同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」に「あることに乗じて」</u> 、 <u>わいせつな行為や性交等をした場合にも成立する不同意わいせつ罪 (176 条 1 項) や不同意性交等罪 (177 条 1 項)</u> と異なる。	
P. 249	4 (1) 下から 2 行目	誤	強盗・ <u>強制性交等罪 (241 条)</u> でいう	2024/02/20
		正	強盗・ <u>不同意性交等罪 (241 条)</u> でいう	
P. 254	7	誤	<u>強盗・強制性交等罪</u> , <u>強盗・強制性交等致死罪 (241 条)</u>	2024/02/20

		正	強盗・不同意性交等罪，強盗・ <u>不同意性交等致死罪</u> （241条）	
P. 254	7 上から1行目	誤	<u>強制性交等罪</u> もしくはその未遂をも犯したとき，または， <u>強制性交等罪</u> もしくはその未遂を犯した者が……（241条1項）。……（同条3項）。 <u>強制性交等罪</u> ，強盗罪のいずれもが未遂であるときは，	2024/02/20
		正	<u>不同意性交等罪</u> （177条）もしくはその未遂をも犯したとき，または， <u>不同意性交等罪</u> もしくはその未遂を犯した者が……（241条1項）。……（同条3項）。 <u>不同意性交等罪</u> ，強盗罪のいずれもが未遂であるときは，	
P. 254	7(1) 上から1行目	誤	強盗犯が <u>強制性交等</u> をする行為，および <u>強制性交等</u> の犯人が強盗をする行為の悪質性	2024/02/20
		正	強盗犯が <u>不同意性交等</u> をする行為，および <u>不同意性交等</u> の犯人が強盗をする行為の悪質性	
P. 254	7(2)	誤	強盗・ <u>強制性交等罪</u> （241条1項）	2024/02/20
		正	強盗・ <u>不同意性交等罪</u> （241条1項）	
P. 254	7(2)ア 上から3行目	誤	<u>強制性交等</u> をすることにより既遂となる。これに対して本条2項は， <u>強制性交等</u> をした後……を想定している。2017（平成29年）改正前は， <u>強制性交等</u> をした後に	2024/02/20
		正	<u>不同意性交等</u> をすることにより既遂となる。これに対して本条1項後段は， <u>不同意性交等</u> をした後……を想定している。2017（平成29年）改正前は， <u>不同意性交等</u> をした後に	
P. 255	7(2)イ 上から1行目	誤	本条1項前段は，強盗犯人（未遂を含む）が，177条の <u>強制性交等罪</u> のほか，178条2項の <u>準強制性交等罪</u> を犯した場合と（最判昭30.12.23参照），その未遂を犯した場合である。 <u>強制性交等</u> の行為は，	2024/02/20
		正	本条1項前段は，強盗犯人（未遂を含む）が，177条の <u>不同意性交等罪</u> を犯した場合と，その未遂を犯した場合である。 <u>不同意性交等</u> の行為は，	
P. 255	7(2)イ	誤	本条1項後段は， <u>強制性交等</u> の犯人が，	2024/02/20

	上から5行目	正	本条1項後段は、 <u>不同意性交等</u> の犯人が、	
P. 255	7 (3)	誤	強盗・ <u>強制性交等致死罪</u> (241条3項)	2024/02/20
		正	強盗・ <u>不同意性交等致死罪</u> (241条3項)	
P. 255	7 (3) 上から1行目	誤	「第1項の罪に <u>あ</u> たる行為により」……(通説)。 したがって、強盗・ <u>強制性交等罪</u> の犯人が……強盗殺人罪(240条後段)と強盗・ <u>強制性交等罪</u> (241条1項)の観念的競合	2024/02/20
		正	「第1項の罪に <u>当</u> たる行為により」……(通説)。 したがって、強盗・ <u>不同意性交等罪</u> の犯人が……強盗殺人罪(240条後段)と強盗・ <u>不同意性交等罪</u> (241条1項)の観念的競合	
P. 255	7 (3) 上から6行目	誤	判例は、強盗・ <u>強制性交等罪</u> のみが	2024/02/20
		正	判例は、強盗・ <u>不同意性交等罪</u> のみが	
P. 255	7 (4) 上から1行目	誤	強盗罪、 <u>強制性交等罪</u> のいずれもが、	2024/02/20
		正	強盗罪、 <u>不同意性交等罪</u> のいずれもが、	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

『ハイレベル演習 刑法』(KU18159)

訂正表

2024年02月20日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 32	No.27 肢3 下から3行目	誤	強制性交等罪(刑法第177条)の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには強制性交等罪は成立しない	2024/02/20
		正	不同意性交等罪(刑法第177条)の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには不同意性交等罪は成立しない	
P. 51	No.44 記述ウ 下から1行目	誤	強制性交等罪の実行の着手が認められる	2024/02/20
		正	不同意性交等罪の実行の着手が認められる	
P. 79	No.67 記述イ 下から2行目	誤	直接けん銃の所持の指示を	2024/02/20
		正	直接けん銃の所持の指示を	
P. 87	No.75 肢3 上から1行目	誤	強制性交等罪(刑法第177条)	2024/02/20
		正	不同意性交等罪(刑法第177条・第176条第1項第1号)	
P. 97	No.83 下から2行目	誤	第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。	2022/07/08
		正	第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u>	
P. 157	No.134 問題文 上から1行目	誤	わいせつ物頒布罪および強制わいせつ罪	2024/02/20
		正	わいせつ物頒布罪および不同意わいせつ罪	
P. 157	No.134 肢3 上から2行目	誤	わいせつ <u>の</u> 文書などを	2024/02/20
		正	わいせつ <u>な</u> 文書などを	
P. 157	No.134 肢4	誤	刑法第176条前段の強制わいせつ罪が成立するためには、……強制わいせつ罪が成立する。	2024/02/20
		正	刑法第176条第1項の不同意わいせつ罪が成立するためには、……不同意わいせつ罪が成立する。	

P. 157	No.134 肢 5	誤	満13歳未満の者を満13歳と誤信し……わいせつ行為をした場合、および満13歳未満の者であることを認識しつつ、ただ満13歳未満でも……わいせつ行為をした場合には、ともに <u>強制わいせつ罪</u> が成立する。	2024/02/20
		正	満16歳未満の者を満16歳と誤信し……わいせつな行為をした場合、および満16歳未満の者であることを認識しつつ、ただ満16歳未満でも……わいせつな行為をした場合には、ともに <u>不同意わいせつ罪</u> が成立する。	
P. 212	No.27 肢 3 解説	誤	<u>強制性交等罪 (177 条)</u> は、 <u>暴行または脅迫を用いて13歳以上の女子に性交等をする場合、ないし13歳未満の女子に性交等をする場合に成立する。13歳未満の場合は、承諾能力がないものとされており、承諾があったとしても何ら影響なく犯罪が成立するのである。これに対し、13歳以上の場合、構成要件要素として暴行または脅迫を用いることが規定されており、被害者の承諾に基づく性交等は構成要件該当性がないことになる。それゆえ、強制性交等罪における被害者の承諾は違法性阻却事由ではなく、構成要件該当性を否定する事由となる。</u> したがって、Aの行為は <u>強制性交等罪 (177 条)</u> の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには <u>強制性交等罪は成立しないと解するのが通説である</u> とする点で、本肢は妥当でない。	2024/02/20

		正	<p><u>不同意性交等罪は、暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待・立場による影響力などが原因となって、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが困難な状態で、性交等をした場合に成立する(177条1項)。もつとも、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するため、相手が16歳未満の場合は、性交等をしたことのみをもって(ただし、相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のときに限る)、不同意性交等罪が成立する(同条3項)。本肢のBは18歳であるから、Bと性交したAに不同意性交等罪が成立するためには、177条1項に規定する構成要件に該当することが必要であり、Bの承諾(同意)に基づく性交は構成要件該当性がないことになる。したがって、Aの行為は不同意性交等罪の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには不同意性交等罪は成立しないとする点で、本肢は妥当でない。</u></p>	
P. 236	No.44 記述イ解説 下から3行目	誤 正	<p><u>強制性交等罪(177条)の実行行為たる、</u> <u>不同意性交等罪(177条)の実行行為たる、</u></p>	2024/02/20
P. 236	No.44 記述イ解説 下から1行目	誤 正	<p><u>Bをだまして車に乗せたような場合は、強制性交等罪の実行の着手ありとはいえない。</u> 削除する</p>	2024/02/20
P. 274	No.75 解説 上から10行目	誤 正	<p><u>強制性交等罪(177条)の暴行</u> <u>不同意性交等罪(177条・176条1項1号)の暴行</u></p>	2024/02/20
P. 274	No.75 肢3解説 上から1行目	誤 正	<p><u>強制性交等罪における暴行は、</u> <u>不同意性交等罪における暴行は、</u></p>	2024/02/20
P. 298	No.98 肢イ解説 下から2行目	誤 正	<p><u>平成29年改正に照らすと……強盗・強制性交等罪(241条1項後段)となる。</u> <u>令和5年改正に照らすと……強盗・不同意性交等罪(241条1項後段)となる。</u></p>	2024/02/20
P. 345	No.134 解説 上から1行目	誤 正	<p><u>〈わいせつ物頒布罪・強制わいせつ罪〉</u> <u>〈わいせつ物頒布罪・不同意わいせつ罪〉</u></p>	2024/02/20

P. 345	No.134 枝 4 解説 上から 1 行目	誤	かつて，強制わいせつ罪は，	2024/02/20
		正	かつて， <u>(旧)強制わいせつ罪は</u> ，	
P. 346	No.134 枝 4 解説 下から 4 行目	誤	強制わいせつ罪の成立要件ではない，とされるに至ったのである（最大判平 29. 11. 29）。したがって，	2024/02/20
		正	<u>(旧)強制わいせつ罪の成立要件ではない，とされるに至ったのである（最大判平 29. 11. 29）。この判例は，現在の不同意わいせつ罪（176 条 1 項）にもあてはまる。</u> したがって，	
P. 346	No.134 枝 4 解説 下から 2 行目	誤	強制わいせつ罪が成立すると述べる本枝は，	2024/02/20
		正	<u>不同意わいせつ罪が成立すると述べる本枝は</u> ，	
P. 346	No.134 枝 5 解説 上から 1 行目	誤	強制わいせつ罪は， <u>13 歳以上の男女に対しては，暴行・脅迫をもってわいせつ</u> の行為をした場合に成立するが（176 条前段）， <u>13 歳に満たない男女に対する場合は，単にわいせつ行為を行えば足り，たとえ同意があってもわいせつ行為を行えば強制わいせつ罪が成立する（同条後段）。</u>	2024/02/20
		正	<u>不同意わいせつ罪は，暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待・立場による影響力などが原因となって，同意しない意思を形成したり，表明したり，全うすることが困難な状態で，わいせつな行為をした場合に成立する（176 条 1 項）。</u> もともと，若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するため，相手が <u>16 歳未満の場合は，わいせつな行為をしたことのみをもって（ただし，相手が 13 歳以上 16 歳未満の場合は，行為者が 5 歳以上年長のときに限る），不同意わいせつ罪が成立する（同条 3 項）。</u>	

P. 346	No.134 肢 5 解説 上から 5 行目	誤	後段の強制わいせつ罪は、相手が 13 歳未満であることが構成要件要素であるから、 <u>同意を得てわいせつ行為を行った場合には、相手が 13 歳未満であることの認識が、強制わいせつ罪の故意として必要となる。</u> ゆえに、13 歳未満の者を 13 歳以上と誤信し、その者の同意に基づいてわいせつ行為をした場合は、 <u>事実の錯誤となり故意を阻却し、強制わいせつ罪は成立しない。</u>	2024/02/20
		正	同条 3 項の不同意わいせつ罪は、 <u>原則として、相手が 16 歳未満であることが構成要件要素であるから、行為時に相手が 16 歳未満であることの認識・<u>認容が、不同意わいせつ罪の故意として必要となる。</u></u> ゆえに、16 歳未満の者を 16 歳以上と誤信し、その者の同意に基づいてわいせつな行為をした場合は、 <u>事実の錯誤となり故意を阻却し、不同意わいせつ罪は成立しない。</u>	
P. 346	No.134 肢 5 解説 上から 10 行目	誤	一方、相手が 13 歳未満であることと認識しつつ、 <u>ただ 13 歳未満でも……わいせつ行為をした場合……</u> 。しかし、13 歳未満でも同意があれば	2024/02/20
		正	一方、相手が 16 歳未満であることと認識しつつ、 <u>ただ 16 歳未満でも……わいせつな行為をした場合……</u> 。しかし、16 歳未満でも同意があれば	

※「掲載日」は、上掲訂正情報が L E C ホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL24073